

【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年3月30日

【届出者の氏名又は名称】 株式会社赤城

【届出者の住所又は所在地】 群馬県前橋市大手町二丁目9番14-202号

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番2号 大手門タワー
西村あさひ法律事務所

【電話番号】 03-6250-6200(代表)

【事務連絡者氏名】 弁護士 佐藤 丈文 / 同 沼畑 智裕 / 同 首藤 邦彦

【代理人の氏名又は名称】 該当事項はありません。

【代理人の住所又は所在地】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 該当事項はありません。

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社赤城
(群馬県前橋市大手町二丁目9番14-202号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社赤城をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ニッパンレンタルをいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の記載において、日数又は日時の記事がある場合は、特段の記事がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

対象者が2021年3月30日付で事業年度第42期(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)に係る有価証券報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、公開買付者が2021年3月12日付で提出いたしました公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

公開買付届出書

第5 対象者の状況

4 継続開示会社たる対象者に関する事項

(1) 対象者が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第5 【対象者の状況】

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

(訂正前)

事業年度 第40期(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日) 2019年3月28日 関東財務局長に提出

事業年度 第41期(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日) 2020年3月26日 関東財務局長に提出

事業年度 第42期(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日) 2021年3月30日 関東財務局長に提出予定

(訂正後)

事業年度 第40期(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日) 2019年3月28日 関東財務局長に提出

事業年度 第41期(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日) 2020年3月26日 関東財務局長に提出

事業年度 第42期(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日) 2021年3月30日 関東財務局長に提出

公開買付届出書の添付書類

対象者が2021年3月30日付で事業年度第42期(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)に係る有価証券報告書を関東財務局長に提出したため、府令第13条第1項第12号の規定による書面を本書に添付いたします。